

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和7年度芦屋市霊園使用者選考委員会
日時	令和8年2月5日(木)午後2時00分～午後3時30分
場所	芦屋市霊園管理棟1階会議室
出席者	委員長 定雪 満 委員 猿丸 宏子、田島 田鶴子、花木 宏修、越野 睦子、石戸 正、 武内 達明、和泉 みどり 欠席委員 なし
事務局	市民生活部環境・経済室環境課 課長 長良 晶子、 課長補佐兼霊園・火葬場係 係長 小山 陽光、担当 亀岡 学
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者8人中8人の全員賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

○会議次第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 職務代理者の指定
- 4 報告事項
  - (1) 令和7年度 一般墓地使用者募集結果
    - ア 本募集及び2次募集(概ね12㎡未満の墓地)
    - イ 常時募集(概ね12㎡以上の墓地)
  - (2) 令和7年度 合葬式墓地使用者募集結果
- 5 諮問事項
  - (1) 一般墓地使用者募集区分の変更について
  - (2) 令和8年度一般墓地使用者募集について
  - (3) 合葬式墓地の申請要件の変更について
    - ア 生前予約可能年齢の特例について
    - イ 生前予約時の安置後合葬方式の選択について
- 6 その他
- 7 閉会

○提出資料

- 1 令和7年度 芦屋市霊園使用者選考委員会資料一式

○審議内容

4 報告事項

<事務局：小山>

概ね12㎡未満の一般墓地の本募集は、令和6年6月9日から27日まで受けし

た。その後、2次募集につきましては、10月14日から12月26日まで行いました。

募集結果について、本募集の募集区画は132区画に対して、応募は30区画。そのうち、使用許可したのは24区画。合計の応募人数は59人で、そのうち、遺骨があるという優先を受けられる対象の方は22人、遺骨なしの方が37人という内訳です。

公開抽選ですが、7月25日に公開抽選を行いました。抽選対象となったのは11区画27人でした。

続きまして、2次募集ですが、本募集で当選者が決まらなかった108区画に対して、応募は30区画で、使用許可も30区画を予定しています。応募人数は39人でした。2次募集は4日間だけ重複があり抽選をしました。

以上のとおり、結果としましては、24区画と30区画で合計54区画について許可する予定です。ちなみに、昨年度に決定した区画は33区画ですので、今年度は大幅に増加したという結果です。この要因としては、現地調査等を行い、募集区画を大幅に増やしたことと、場所によっては区画の分割をして、皆様に比較的購入していただきやすいような区画をできるだけ増やしたことがこの結果につながったのではないかと考えています。

続きまして、概ね12㎡以上の一般墓地の常時募集については、通年で募集を行っています。令和7年12月31日時点では応募はございませんでしたが、この1月に2件お申込みがあり、現在手続中となっています。

続きまして、令和7年度合葬式墓地使用者募集結果です。

合葬室は4,500体に対して現在2,476件の使用許可しており、一時安置室は800体に対して160件の使用許可をしています。

#### <越野委員>

12㎡以上の募集についても、返還された区画だけではなく、新たな区画が含まれているということですか。

#### <事務局：長良>

返還された区画が一定数あり、それに加え、過去に返還されて募集に至っていなかった区画を調査し、追加しています。

#### <越野委員>

返還されるときに、こういった理由かお聞きになられていますか。

#### <事務局：小山>

お墓のお世話ができなくなってしまったという理由が多いです。返還の件数としては、12㎡以上も含めて、令和6年度は79件、令和5年度は38件ありました。

—————質疑終了—————

## 5 諮問事項

### (1) 一般墓地使用者募集区分の変更について

#### <事務局：小山>

現在、概ね12㎡未満の区画については、申込期間を区切って本募集を行い、使用者が決まらなかった区画を2次募集にかけます。2次募集でも使用者が決まらなかった区画は、一旦申込みを打ち切った上で、翌年度の本募集で再度募集をかけています。概ね12㎡以上の区画については、常時募集として、年度を通して募集しています。

この2つの方法に分けている理由ですが、新たに募集をかける区画は、場所や金額によっては人気があり、競争性が高いので、申込期間を区切って募集をかけています。一方で、12㎡以上の区画は非常に高額ということもあり、競争性がないので常に募集をかけています。また、いつでもお申し込みいただける区画も一定数用意しておく必要があるということで常時募集を実施しています。

しかしながら、毎年本募集にかけても使用者がなかなか決まらない区画が存在しており、申込期間を区切って募集するメリットがなくなっているような状況があります。一方で、募集期間外にお墓の購入のご相談が一定数あります。そういったことから考えますと、やはりタイミングとニーズをマッチさせることが非常に重要と考えています。

このような状況を踏まえ、令和8年度以降は、12㎡という区画の大きさによって取扱いを分けるのではなく、募集初年度の区画は本募集及び2次募集にかけ、決まらなかった区画は、次年度に常時募集でいつでも買えるように変更できないかと考えています。比較的コンパクトで金額も抑えられたような区画も常時募集にすることで、利用者のタイミングとニーズをマッチさせることができるのではないかと考えています。

#### <花木委員>

12㎡以上の区画を考えていた方からすれば、逆に欲しいときに手に入らないというデメリットになりますが、1回本募集にかけることにした理由は何かありますか。

#### <事務局：小山>

返還されてすぐの区画は、競争性が働くのではないかとということで、一度同じテーブルに乗せさせていただくという考えになります。

#### <越野委員>

12㎡以上の区画は金額が全然違いますよね。12㎡未満と同じテーブルに乗せて申込期間を区切ることにメリットがあるのでしょうか。

#### <事務局：長良>

常時募集は、毎年返還された区画がいつの間にか募集に追加されています。本募集にかければ、特別感が出るのではないかと考えました。ただ、変更しても、おそらく売れ行きにはあまり影響しないと思っております。12㎡以上は現行どおりというのも選択肢の1つです。

#### <越野委員>

申込期間を区切ることで、申込者にとって煩わしくならないでしょうか。

#### <事務局：長良>

12㎡以上の場合、初年度に本募集で出せば、新しく追加されたものが分かりやすいということです。

#### <石戸委員>

場所によっては人気区画があるのであれば、返還されたものは、1回は本募集にかけたほうが公平かもしれませんね。

#### <和泉委員>

応募がより増えると思われる方法はどちらですか。

#### <事務局：長良>

申込みできないタイミングが生まれるというデメリットはありますが、本募集にかけたほうが目立ちます。広い区画を待ち望んでおられる方にとっては、本募集のほうが目を引きやすいと考えています。

#### <定雪委員長>

では、以上の議論を踏まえ、諮問事項(1)に対する答申といたしましては、事務局の提案に賛同するという事で、議決させていただいてよろしいでしょうか。

————全員異議なし————

#### <定雪委員長>

ただ、附帯意見としては、先ほど越野委員からお話がありました12㎡以上の取扱いについては、今後検討してもらおうということをお願いしたいと思います。

#### (2) 令和8年度一般墓地使用者募集について

##### <事務局：小山>

令和8年度一般墓地使用者募集のスケジュールについて、募集案内の配布は、令和8年7月1日から予定しています。申込受付については、7月13日から24日までを予定しており、受付結果を7月31日に発送する予定としています。

重複があったものについては、公開抽選を8月7日に予定しており、その公開抽選の結果は、8月14日頃に発送する予定です。

当選された方に対しては、8月17日から9月4日の間に申請に来ていただくようご案内します。

許可申請に来られた際に、墓地の使用にあたっての注意事項等の説明や使用料等の納付書を発行し、納付期限は10月5日とさせていただきます、使用許可を11月1日付けでさせていただきますという流れにしています。墓石・巻石等の建立期限は、1年後の令和9年10月31日を期限とします。

2次募集については、募集案内の配布は10月26日からで、申込受付は11月9日から12月23日までとしております。このうち初めの3日間は、本募集の補欠当選者や落選の方を優先に受け付けを行いたいと考えています。

募集区画ですが、令和7年中に返還された区画を予定しており、先ほどご審議いただいた内容を踏まえると、12㎡以上の区画も含むことになり、現在80区画ほどを予定しています。

申込みできる区画数ですが、これまでと同じ取扱いになっておりますが、「1つの区画に対して2通申し込むことは不可。」ということ新たに追加しております。抽選の確率を上げるために同じ区画に2通申し込むことができないかという問合せが今年度ございました。公平性の観点からできないということにさせていただきます。

申込みできる方及び当選者等の決定方法、また2次募集の内容については例年と同じ取扱いとしています。

**<武内委員>**

2次募集の当選者等の決定について、「埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方の優先はなし」というのは、2次募集でも優先があってもいいと思いますが、どうでしょうか。

**<事務局：小山>**

2次募集は、本募集のように期間を区切っておらず、日々募集しているので、特に優先権は付けていません。

**<越野委員>**

スケジュールのことですが、以前、令和8年度は令和7年度と同じスケジュール感になるというお話があったと思います。募集案内の配布や申込受付の時期が昨年よりも1か月ほど遅くなっていると思いますが、理由を教えてください。

**<事務局：小山>**

年度の初めには、墓地使用者の方に対して毎年かかる維持費の請求をしており、4,000件以上あるため、事務処理に多大な時間を割いています。そのタイミングと募集開始のタイミングが重なり、令和7年度はかなりタイトなスケジュールでしたので、少し後ろにさせていただきました。

**<越野委員>**

今後はこの日程で固定されそうですか。

**<事務局：小山>**

そのつもりです。

**<越野委員>**

毎年違うと、申込みをされる方も困惑すると思います。募集案内の配布だけでも年度初めからしておくことはできないでしょうか。

**<事務局：長良>**

募集案内の配布と同時に、同じ月の広報あしやにも載せています。周知から申込期間まで時間が空くと、タイミングを逸してしまう方も意外と多いのではないかと考えています。

**<定雪委員長>**

以前は9月、去年は6月で、今年は7月になります。応募される方にとっては、できるだけ時期が変わらないほうがいいので、これからは、支障がなければこの時期に決めていただきたいと思います。

では、諮問事項(2)に対する答申としましては、事務局の提案に賛同するという事で、議決させていただいてよろしいでしょうか。

———全員異議なし———

(3) 合葬式墓地の申請要件の変更について

**<事務局：小山>**

合葬式墓地の申請要件に関して、生前にご予約される方については、現在は満65歳以上

の市民という申請要件を設けています。合葬式墓地を開設したときには、申請件数の見込みがなかなか読めないという部分もあり、一定の年齢制限を設けなければ受入れできる件数にも影響するという事、また、他市の合葬式墓地の事例等も参考にしながらこの基準を考えました。

ただ、運用していく中で、年齢に関わらず受け入れてほしいというご要望を一定数お聞きしているところです。また、今は合葬式墓地の申請件数も見込みが立てられるぐらいに落ち着いてきています。このような状況を踏まえて、この部分を少し変えたいということです。ただし、何歳でもいいというわけにはいきませんので、特別な理由がある場合に限る運用にしたいと考えています。

例えば、申請者が病気を抱えておられて余命宣告を受けている場合や、申請者に縁故者がおらず、何かあった場合に備えて先に生前予約したいといったケースを今のところ想定しています。実際にこのようなケースのご相談を受けましたので、我々もなんとか利用者のお気持ちに寄り添えないかと考え、今回の提案に至っています。

以上のことから、この生前予約の可能年齢を「満65歳以上」から「原則満65歳以上」とさせていただいて、特別な理由があれば、ケースに応じて、その内容を考慮して許可できないかと考えています。

次に、生前予約時の安置後合葬方式の選択に関してですが、一時安置室は限られた部屋数しかなく、こちらも当初はどれだけ申請があるか想定できなかったのもので、一定の制限を設けたものになっています。

しかしながら、現在ではその申請件数に見込みが立てられるということ、また、一時安置室の空きもまだまだ余裕があるので、一時安置室の生前予約を選択できるように取扱いを改めることができないかと考えています。こちらに関しても、実際にご相談があつて、今回の提案に至っています。

#### <花木委員>

特別な理由として想定されるケースの2つ目ですが、具体的には、例えば成年後見人を立てていただくとか、そういうお話になるのでしょうか。

#### <事務局：小山>

「申請者死亡後にその焼骨が合葬式墓地に埋蔵されるよう、予め必要な措置を講ずること」としていますので、亡くなられた後に間違いなく納骨していただければ話させていただきます。

#### <猿丸委員>

生前予約の場合、以前は10年間安置する方法は選べませんでした。既に生前予約の許可を受けられている方は、お願いすれば追加で申込みができるようになるのですか。

#### <事務局：長良>

安置後合葬方式の20万円というのは、安置後の合葬室のお金も含まれております。既に生前予約された方からは10万円という合葬室の使用料を頂いておりますので、その差額の考え方は、今の条例にはありません。方向性として問題がなければ、今後制度設計をしなければならぬと思います。

#### <猿丸委員>

では、既に申し込んでいる方は、亡くなったときに安置後を申請するということになるわ

けですか。

**<事務局：長良>**

そのとおりです。焼骨をお持ちの方が、安置後を選んで申し込んでいただければ、10年間は一時安置室に入らせていただいて、その後は合葬室へ自動的に移しますという契約になります。

**<花木委員>**

生前予約で亡くなってから10年間安置という制度は今のところ存在しないということですね。おそらく利用者はそれを一番望んでいると思います。

**<事務局：長良>**

そこまで受けられるほど部屋の余裕はありません。この先10年間で入れ替わっていただく、もしくは、もう一度お支払いいただいて申し込んでいただくということであれば、殺到することは考えにくいと思っています。

**<猿丸委員>**

では、生前予約で安置後を選択し、10年以上経ってから亡くなったら直接合葬方式と同じになるのですか。

**<事務局：長良>**

そのとおりです。今の制度では、一時安置室に入らない方も出てくると思います。

**<定雪委員長>**

諮問事項(3)に対する答申といたしましては、事務局の提案に賛同するという事で、議決させていただいてよろしいでしょうか。

————全員異議なし————

6 その他

**<事務局：小山>**

事務局から皆様のご率直なお意見をお伺いしたことがあります。

現在、一般墓地の使用募集におきましては、「申込時点で1年以上継続して、芦屋市に住民登録をしていること」という条件を付けさせていただいております。つまり、過去に芦屋市に長年住まれていた方で今は他市に引越されてしまった方や、昔はずっと住んでいたのに今は芦屋市に戻ってきて2か月しか経っていない方は申込みができません。

ただ、現状の芦屋市霊園では空き区画が多数あり、これから墓地の返還が増えていく可能性も十分に考えられますので、墓地管理者としては、より多くの方に使っていただけるように考えていかなければならないと思っています。

一方で、霊園の維持管理にかかる費用は、市民の皆様の税金で維持管理を行っているという部分もあります。

ちなみに、他市での墓地の募集に関しては、市民だけに限定しているところもありますし、市民ではない方が申し込める墓地もあります。

つきましては、この一般墓地の使用募集の条件について、ご意見をお伺いしたいと思います。我々の考えも全く定まっておきませんので、皆様に率直なご意見を頂きたいと考えて

おります。

#### <越野委員>

世間的にも墓じまいが進んでおり、合葬式墓地に改葬される方が増えていくことも目に見えています。これだけ素晴らしい霊園を維持管理していくには費用もかかりますので、空区画のまま置いておくほうが絶対に勿体ないと思います。

#### <猿丸委員>

申し込んでもらえれば使用料等のお金が入ってきますね。

#### <越野委員>

ほとんど空区画がない状態であれば、そこまでする必要はないと思いますが、これから空区画はどんどん増えていくと思います。

私の知り合いにも、昔は芦屋に住んでいたけど今は別の市に住んでいて、この芦屋霊園に入りたいとおっしゃっている方はいます。せめて同じ条件でなくとも、第1回目の本募集は芦屋市民だけという区別でもいいと思います。過去に1年以上住まれていた方などにぜひ門戸を広げていただきたいです。

#### <田島委員>

長い間芦屋に住んでいて、ご高齢になって娘さんや息子さんの所へ行かれたけど、やっぱりここにお墓が欲しいという方を、私もお聞きしたことがあります。

私も芦屋に長年住んでいますが、父が亡くなったときに芦屋霊園を申し込もうと思ったら、その時は募集期間ではありませんでした。常時募集していることを知らなかったです。募集案内を分かりやすくすると、さらに応募が増えるのではないかと思います。

#### <花木委員>

先ほどの意見にほぼ賛成ですが、年間の維持費について、市外の方の維持費を高くするのも一つの方法だと思います。ただ、お墓を持っている方が途中で芦屋市民ではなくなったりすると、その都度変わってしまうので、非常に煩雑になると思います。

#### <事務局：長良>

承継の手続きをして、市外の方が使用者になっているお墓も一定数あります。維持費を区分する場合は、課題が多いかもしれません。

#### <定雪委員長>

他市では市外の方も申込可能という説明がありましたが、もう少し具体的に市外の方がどのように扱われているのか分かりますか。

#### <事務局：小山>

宝塚市は居住要件の制限はありません。その他の市では、居住1年以上等の要件がない市もあります。一方で、要件が厳しい場所もあり、東京都は5年以上の居住要件になっています。

#### <事務局：長良>

東京都は区画が少なく、住民が多すぎて受け入れられないということをお聞きしたこと

があります。

**<定雪委員長>**

宝塚市の場合、市外の方でも使用料や維持費も同じですか。

**<事務局：長良>**

一般墓地は把握しておりませんが、合葬式墓地は使用料に差があったと思います。そのほか、合葬式墓地に関しては、市民要件がないという市が数市ありました。

**<定雪委員長>**

過去何年も決まらない大きな区画を市外の方が購入できるようになれば、維持費などの収入も相当増えてくるのではないかなと思います。

**<武内委員>**

特例的に特別区画みたいなもので条件を付けるという方法もあります。条例との整合は難しいかもしれませんが。

**<定雪委員長>**

使用料等の金額差をお聞きしたのは、芦屋市の火葬場では市外の方は割増料金ですので、それに準じた考え方ができないかと思ってお聞きしました。

—————質疑終了—————